

中小企業者・農林漁業者の皆様へ

新しい商品・サービスの開発を応援します！

令和7年度追加公募 長崎県農商工連携 ファンド事業助成金

長崎県内の中小企業者と農林漁業者が連携し、お互いの強みを活かして行う
新商品の開発・販路開拓の取組みへ助成します。



応募受付期間

令和7年 4月22日(火) ～ 6月16日(月)

助成対象者

- (1)長崎県内の中小企業者と農林漁業者との連携体
- (2)長崎県内の特定非営利活動法人と農林漁業者との連携体

※県内に主たる事業所を有する者に限ります。
※単独企業での申請はできません。

助成対象事業

県内の農林水産物を利用した新商品の開発、
販路開拓へ取組む事業

- ・新商品・新技術・新役務の開発
(市場調査、研究、試作品製作、実証実験、商品デザイン開発など)
- ・販路開拓(販売方法の開発、展示会・見本市への出展など)

※機械・設備等の購入、工場の改修等は助成対象外となります。

助成限度額

300万円

継続事業は、最長3年まで継続して実施できますが、交付決定は1年毎に行い、その年度毎に助成金交付申請が必要です。

助成率

2/3 以内

(離島の農林漁業者が連携体に入る場合**3/4**以内)

対象経費

研究開発費	原材料費、機械装置等リース料、製造・改良・加工料、実験費、設計費、委託費 ※試作品の開発や実験等を行うために必要なものに限る
謝金	委員謝金、専門家謝金
旅費	委員旅費、専門家旅費、職員旅費
諸費	会議費、会場借料、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、資料購入費、調査・分析外注費、広報費、展示会等出展経費、産業財産権等取得費、雑役務費
委託費	調査等を委託する際に支払われる経費 (一部委託に限り、研究開発費に区分するものを除く)

事業期間

採択日から1年以内又は令和7年12月31日まで(※)

※事業期間を12月31日までとするか1年以内とするかを選択いただきます。
審査は「書面審査」及び「プレゼンテーション審査」の方法により行います。
ただし、事業期間を12月31日までとした場合は、原則、書面のみでの審査となります。(内容によっては、プレゼンテーションが必要となる場合があります)

応募方法

所定の「助成金交付申請書」に必要事項を記入のうえ、申請書に記載の添付資料とともに応募してください。

なお、応募の際には、事前相談が必要です。事業内容の確認等を行うため、できる限り早めに相談してください。

審査等のスケジュール

令和7年4月22日(火)	募集開始
令和7年6月16日(月)	募集終了(17時必着)
令和7年7月中旬	審査委員会
令和7年8月上旬	助成金交付決定(事業開始)※予定

その他注意事項

- ・県内の中小企業者と農林漁業者の連携体を助成対象とし、**単独企業のみ**の取組み・申請は対象になりません。
- ・採択された場合、事業終了後最長10年間にわたり、進捗確認や実績報告などを行っていただきます。